

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

今日、非正規労働者の増大とそれに伴う最低賃金層が増大しています。また、大手企業の求人数は回復のきざしがあるものの、中小企業では正社員採用の減少が続いていることや、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化など、雇用環境が悪化する中で、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考えます。

このような状況を勘案すると、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考えます。最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つであります。しかし、神奈川県の最低賃金は836円となったものの、生活保護との乖離すら解消されていません。

連合神奈川は、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇が重要な課題であると考えます。

以上の観点から、2012年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関し、次の事項について実現するよう強く求めるものです。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審査会の自主性を尊重すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
- 4 「雇用戦略対話（2010年）」の確認に基づき、最低賃金1,000円に向けた取り組みへの指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月25日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣 あて
神奈川県知事
神奈川労働局長

座間市議会議員 小野 たづ子